

第15回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月31日(火) 午後1時30分から午後2時45分

2. 開催場所 妙高市役所 4階 402会議室

3. 出席委員

農業委員(16名)

会長職務代理者	6番	市川 政一			
委員	1番	尾崎 香	3番	関原 正晴	4番 飯塚 淳一
	5番	山下 利秋	7番	清水 輝男	8番 霜鳥 勝範
	9番	丸山 光浩	10番	高橋 敏明	11番 生井 一広
	12番	渡邊 春男	13番	内田 芳昭	14番 丸山 嘉之
	15番	竹内 則孝	16番	竹田 賢一	17番 宮尾 俊一

4. 欠席委員(1名)

2番 安原 義之

5. 提出議題

報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第5号	農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第6号	農地法施行規則第17条第2項の規定による区域の設定について
議案第7号	農用地利用集積計画について
議案第8号	農用地利用配分計画について
議案第9号	妙高農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更について

6. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

事務局長 東條義博 次長 西澤 明夫 係長 山口 修 主査 竹田 由之

7. 会議の概要

- 事務局長 お疲れ様です。
本日の出席委員を報告します。出席委員は16名です。
それでは、市川会長職務代理をお願いします。
- 職務代理 皆さん、大変ご苦労さまでございます。
本日は、安原会長が全国農業委員会会長会議へ出席されており欠席となっています。
安原会長に代わり、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。
早速始めさせていただきます。
それでは、座らせていただき、進めさせていただきます。
- 議長 妙高市農業委員会会議規則第6条及び農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第15回妙高市農業委員会総会を開会します。
最初に議事録署名委員を指名します。
14番の丸山 嘉之委員、15番の竹内 則孝委員、よろしくお願いいたします。
本日の議題については、報告事項が2件、議案が6件です。
公正かつ厳正な、ご審議をお願いします。
まず、報告事項ですが、
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第5号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
以上、事務局より、報告事項2件の説明をお願いします。
- 事務局 報告事項について説明します。

1ページ、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について、です。
4月に届出がありました合意解約は、6件です。
解約後の状況につきましては、右端に記載のとおりですが、主なものとして、他の人へ貸借となっております。
1番につきましては、今月の議案第7号の利用権設定に関するものです。
2番、3番につきましては、3月総会にて利用権設定の議決をいただきました件です。
4番につきましては、今後、所有権移転を予定しており、来月以降の総会へ上程したいものです。

次に、2ページ、報告第5号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について、です。
4月の届け出は、相続件数は8件、新たなあつせん希望はありませんでした。
以上、報告案件について説明させていただきました。
よろしくお願いいたします。

事務局の説明に対して、皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようでありますので、報告事項2件については、ご承知いただきたいと思います。

次に、議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程します。
それでは、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請については、3ページをご覧ください。
今月の許可申請は、2件です。

- 事務局 はじめに議案の修正をお願いします。2番です。対価額が10アールあたり、10,000円となっておりますが、100,000円に訂正願います。
それでは1番についてです。申請地は、学校町地内、登記地目：田が1筆で登記地積305㎡であります。登記地目は田であります。現況は畑として利用されている農地です。
位置図は、資料No.1及びNo.3 12ページをご覧ください。
申請地は、譲受人の自宅や耕作している畑の隣接地で、譲受人としては利便性が良くて耕作しやすいことから、譲受人としても耕作管理が困難なため、双方で協議したところ、話がまとまったため、このたび売買により譲受人に譲り渡すものであります。
- 2番については、申請地は、大字東四ツ屋新田地内、登記地目：田が3筆で登記地積合計2,021㎡であります。
位置図は、資料No.2及びNo.4 13ページをご覧ください。
申請地は、現在は利用権を設定していませんが、数年前まで、譲渡人と譲受人との間で利用権設定され、譲受人が耕作していた農地で、譲受人としては高齢のため今後も耕作管理できないため、双方で協議したところ、自宅の隣接地で利便性も良く、経営規模拡大を図っている譲受人と、話がまとまったため、このたび売買により譲受人に譲り渡すものであります。
- 以上、2件ですが、耕作面積及び権利を取得する面積が、下限面積の別段の面積である10アールを超えていること、及び農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。
- 議 長 よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。
- 委 員 続きまして、担当委員の説明をお願いします。
- 委 員 1番について説明します。5月13日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
- 委 員 2番について説明します。5月18日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
- 議 長 それでは、議案第4号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。
- 委 員 1番についてですが、対価額を平米に換算すると、8,200円となります。他の案件と比べますと高額だと思いますが、双方が納得しての申請ということでしょうか。
- 事務局 双方合意での申請となります。
- 議 長 他にありませんか。無いようでありますので、これより、議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について、を採決します。
お諮りします。

議 長 本件は、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。
よって、議案第4号については、許可することに決定しました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を上程します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、4ページ及び位置図をご覧ください。

今月の許可申請は1件です。

1番について、申請地は、中町地内、登記地目：畑が1筆、登記地積181㎡です。
位置図は、資料No.1及びNo.5 14ページをご覧ください。
申請地は、都市計画法の用途地域 商業地域であることから、第3種農地です。
譲受人は、申請地を売買により購入して、既存の駐車場を拡張するべく、5台分の駐車場の整備を希望しています。

以上、1件ですが、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

委 員 1番についてです。5月13日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 それでは、議案第5号の質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を採決します。

お諮りします。
本件は、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。
よって、議案第5号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第6号農地法施行規則第17条第2項の規定による区域の設定について、を上程します。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第6号 農地法施行規則第17条第2項の規定による区域の設定について、は5ページをご覧ください。
今月の設定申請は、2件です

本案は、空き家に付随する農地の下限面積の別段の面積に関する取扱規程に基づいて、区域の設定申請書が農地所有者から提出されたものです。

現在の妙高市の、農地法施行規則第17条第2項の規定での、農地取得に必要な農地の下限面積の別段の面積を10a、1000㎡としているところを、空き家に付随する農地に限定して1㎡として取扱うものとして、1筆ごとに限定的に区域の設定をするものであります。

設定する区域は、

1番については、大字二俣地内、登記地目：畑が1筆で登記地積575㎡、

2番については、大字両善寺地内、登記地目：田が1筆で登記地積83㎡、登記地目：畑が4筆で登記地積合計377.62㎡、合計で5筆 460.62㎡です。

ただし、登記地目：田の1筆については、登記地目は田であります。現況は畑として利用されています。

位置図は、資料No.6・7 15・16ページをご覧ください。

位置図のとおり、空き家敷地の隣接・周囲に位置し、空き家に付随する農地としての要件を備えていること、支障となるような権利・契約等の設定もないことを、担当委員と確認し、区域の設定は「可」として、6ページから9ページの現地調査書及び現地確認書のとおり会長に報告したものであります。

以上のことから、区域の設定申請のありました6筆の農地については、区域設定して特段問題ないと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。
それぞれについて委員より、お願いします。

委員 1番について説明します。5月13日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員 2番について説明します。5月13日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、議案第6号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第6号 農地法施行規則第17条第2項の規定による区域の設定について、を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第6号については、許可することに決定しました。

議 長 次に議案第7号 農用地利用集積計画について、を上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局 17ページ、議案第7号 農用地利用集積計画について、をご覧ください。

 今日は、新規設定5件、再設定4件の合計9件です。

 1番から5番につきましては新規設定です。
契約内容は、使用貸借または賃貸借となっております。
そのうち、4番5番については使用貸借となります。

 続きまして、19ページ6番から9番につきましては、再設定です。
契約内容は、賃貸借となっております。
再設定ですので、特に問題はないと思われま。

 以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、議案第7号について質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第7号 農用地利用集積計画について採決します。
お諮りします。
本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

 【「異議なし」の声あり】

 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は、市長に要請することに決定しました。

 次に、議案第8号 農用地利用配分計画について、を上程します。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 20ページ、議案第8号農用地利用配分計画について、です。
1番につきましては、さきほど、議案第7号農用地利用集積計画にて議決をいただきました集積計画のうち、新潟県農林公社が借り受けたものを担い手へ貸し付けているものです。
摘要欄の番号が利用集積計画の番号と一致しています。
期間等につきましては当事者間での合意した内容となっております。
ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、議案第8号について質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第8号 農用地利用配分計画について、採決します。
お諮りします。
本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は、市長に要請することに決定しました。

続きまして、議案第9号 妙高農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について、を上程します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 21ページをご覧ください。5月10日付けで妙高市長より妙高農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について、意見を求められたものであります。
詳細な内容については、農林課より説明をお願いします。

議 長 続きまして、農林課担当者の補足説明をお願いします。

農林課 議案第9号 妙高農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について、ご説明いたします。1ページをご覧ください。本件は、妙高農業振興地域整備計画の農用地区域への編入が1件、除外が3件の計4件となっております。

はじめに、栗原、柳井田地内の編入案件ですが、2ページから12ページをご覧ください。

場所は大字柳井田、柳井田町5丁目、栗原1丁目地内であり、申請は和田土地改良区からの提出であります。

柳井田、栗原では、県営経営体育成基盤整備事業によるほ場整備事業を予定しており、事業の実施にあたって農用地区域への編入が必要であるものです。なお、9、10ページの位置図の赤色で囲まれた部分がほ場整備事業実施予定区域で、青色部分が今回申請された編入箇所となっております。本申請は「農業振興地域の整備に関する法律」第1条第3項第2号により、土地改良事業を行う区域内にある土地は農用地区域でなければいけないことから、当該地の編入は必要であると判断したものでございます。

次に、大字北条、大字西条地内の除外案件ですが、13ページから16ページをご覧ください。

場所は大字北条及び大字西条の山林内であり、当該地を保安林指定するにあたり、平成30年12月及び令和3年12月の妙高市農業委員会総会にて非農地判定された農地の内、農振農用地に該当する農地を除外する案件となります。非農地判定された農地については、一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれがない土地か、周辺の農業用排水路や農用地等に支障を及ぼすおそれがない土地か判断した結果、9筆全てにおいて支障がないと判断されることから、当該地の除外については、必要かつ適当であると判断したものでございます。

次に、大字坂口新田地内の除外案件ですが、17ページから19ページをご覧ください。

場所は、妙高山ろく直売センターとまと付近で、現在、農事組合法人の事務所がおかれている箇所です。

当該地は、登記簿の記載によると、平成6年に建設会社事務所が建設されており、その

農林課

後、令和3年に農事組合法人が事務所として取得した土地であります。

文書の保存期間を過ぎているため、当時の文書は確認できませんが、建物の建設当時は、農用地区域から除外されていましたが、土地の登記地目が田のため、平成15年4月に農用地区域へ編入してしまったと推測されます。

このため、農振法第10条3項に非該当として、農用地区域から除外したいものでございます。

最後に、大字猪野山地内の除外案件ですが、20ページから22ページをご覧ください。

場所は、道の駅あらい高速道路付近の農地であり、申請は住宅の建築を希望する方からの提出であります。

申請者は、現在他市に居住していますが、今後の子育てや、将来的に、申請者の妻の父が当該地付近を拠点とし行っている農業を引き継ぐ予定としていることから、妻の実家や農地、作業所付近に住居の新築を考えており、当該地を宅地とするために除外を行うものであります。

申請地は田ですが、必要面積のみを開発し、残地は田や畑として申請者の妻の父が利用する予定であります。

また、用地の選定にあたっては、付近の農振白地内から選定を行いましたが、いずれも必要面積や地権者の同意が得られなかったものです。

しかし、当該地は、耕作地から近く利便性の高い場所にあり、かつ、必要面積を確保できること、また、乗り入れも容易で、道路に面しており冬期間の利便性が向上することなどを踏まえ選定したものであり、宅地への変更は必要かつ妥当であると判断したものでございます。

以上、議案第9号についての説明であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長

それでは、議案第9号に関する質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第9号 妙高農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について、を採決します。お諮りします。

本件は、「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議案第9号については、「意見なし」として回答することに決定しました。

事務局

事務局より補足説明をお願いします。

議案第9号の中の坂口新田の案件につきましては、計画変更が完了した後になりますが、転用の手続きが必要となります。

半年後くらいに追認案件ということで、総会へ上程させていただくこととなります。

議案については全て終わりましたので、第15回妙高市農業委員会の総会を閉会といたします。

以 上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

令和4年6月30日

議 長

_____ 印

妙高市農業委員会署名委員

_____ 印

妙高市農業委員会署名委員

_____ 印